

原子力規制委員会 原子力規制検査 とは

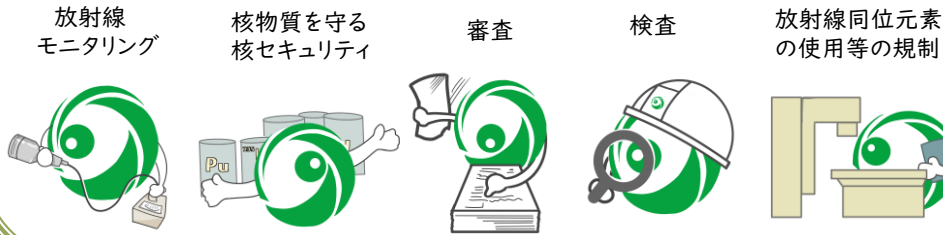
原子力規制庁
2024年2月

1. 原子力規制委員会」とは

Q.何をしているの？

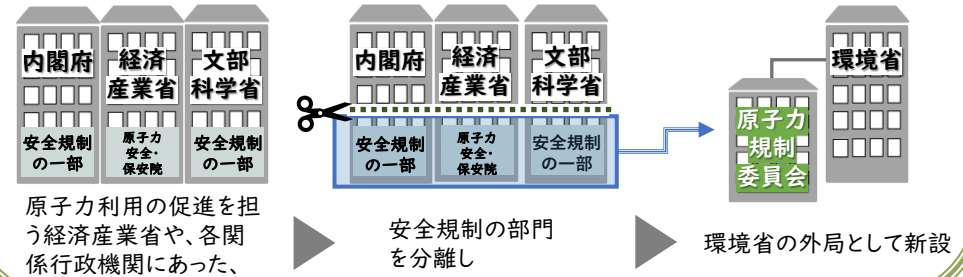
A.原子力の安全に関する「規制」を一元的に担っています。

例えば…



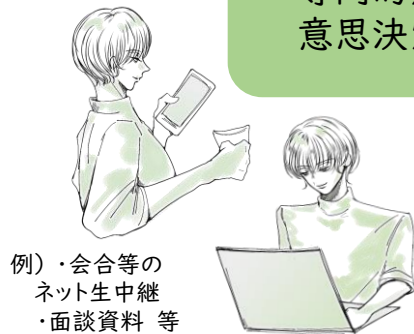
Q.いつ、どうやってできたの？

A.東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、2012年9月19日に発足しました。



Q.誰がどんな風に働いているの？

A.総理大臣が任命した5人の委員が、専門的知見に基づいて、独立した意思決定を行います。

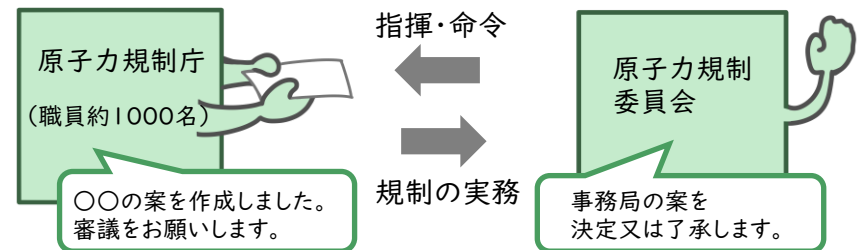


意思決定の過程及び結果は、いつでも、誰でも見ることができます(透明性の確保)

Q.規制委員会と規制庁の違いは？

※原子力規制委員会を支える実務部隊

A.原子力規制委員会の事務局※として、原子力規制庁が置かれています。



原子力規制委員会の業務

○ 検査（原子力規制検査）

原子力施設を日々監視。
いつでも、どこでも、何に対しても検査可能。
全国22の規制事務所に検査官が常駐。



○ 放射線防護

被ばくによる影響から人体を守るため、技術的な
枠組の策定や、放射性同位元素等を扱う病院・
工場等を対象に審査・検査。



○ 審査

公開の審査会合で、被規制者の申請内容が規制に
適合しているか確認。
議事録や審査会合の資料や動画は誰でも閲覧可能。



○ 安全研究

科学的・技術的な知見を収集するために
研究を行い、成果を規制に反映。



○ 基準制定とバックフィット制度

継続的な改善、安全性向上の追求。
国内外の最新知見を規制に取り入れ、既存施設に
も遡って適用可能。（バックフィット制度）



○ 緊急事態対応

事故は起こりうるという考えを前提に、
24時間365日、緊急時即応の体制を整える。
平時から備え、日々訓練。



原子力規制委員会の活動5原則

独立した意思決定

実効ある行動

透明で開かれた
組織

向上心と責任感

緊急時即応

原子力規制委員会の組織理念

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

2. 原子力規制検査とは

事業者が自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、「原子力規制検査」を行い、事業者の弱点や懸念点などに注視して監督を行う。



こうした事業者自らの気付きと原子力規制庁の「原子力規制検査」による気付きの双方が改善活動の契機となり、原子力施設が「安全上の影響が大きい事象」に至る前に、改善が行われることを目的としている。

原子力規制検査の種類

検査の種類別	内容	実施者
基本検査	事業者の安全活動に対して、年間を通じて行う検査であり、以下の二つの区分がある。	
日常検査	事業者の日常的な安全活動を監視する検査	各原子力規制事務所の検査官
チーム検査	特定の検査対象について専門的知見から、時期を定めて行う検査	検査官でチームを編成

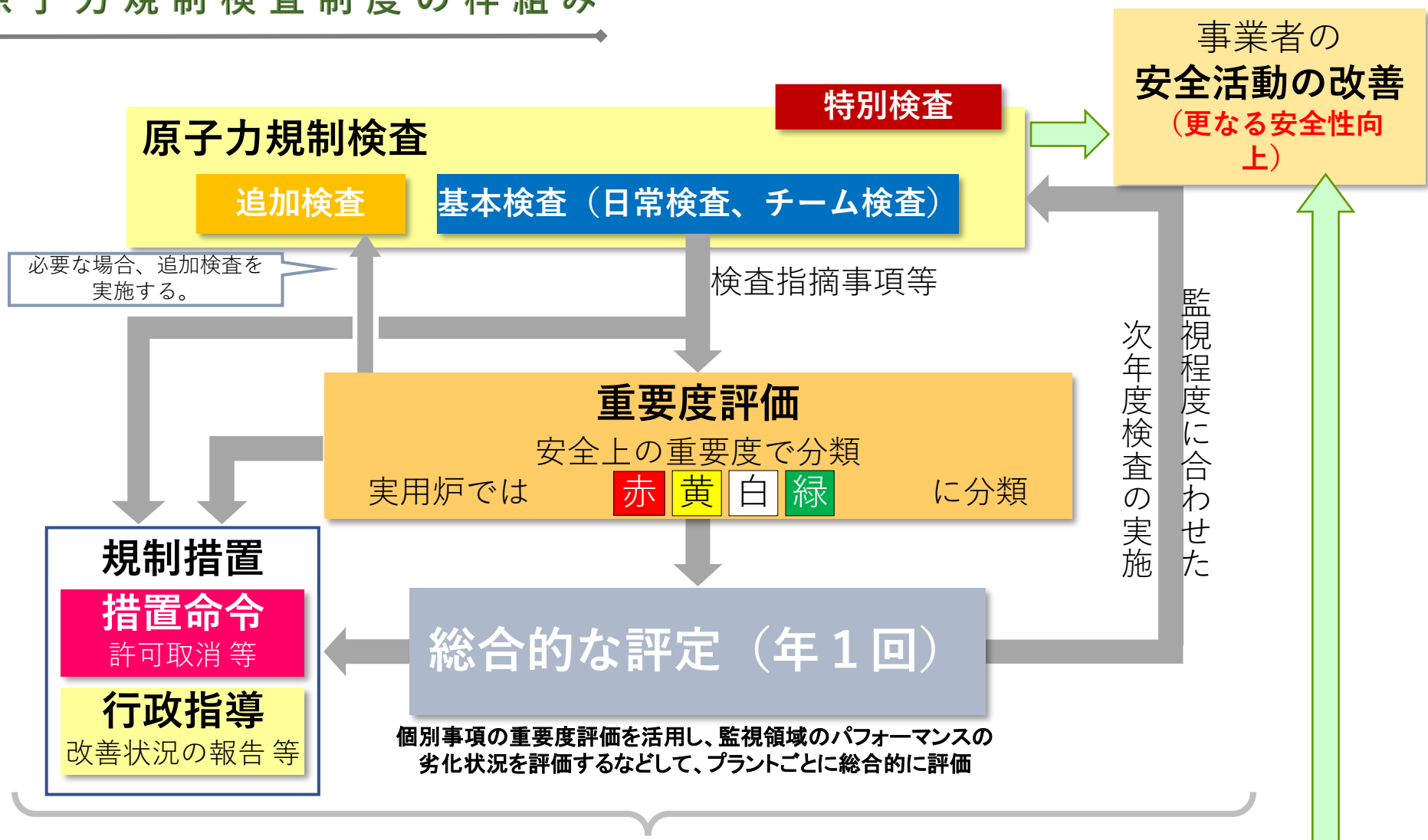
基本検査の結果、
事業者の安全活動に劣化が確認された場合

検査の種類別	内容	実施者
追加検査	劣化が確認された事項に特化した検査。劣化の程度に応じて検査を設定する。	検査官でチームを編成

検査の種類別	内容	実施者
特別検査※	異常な事象等が発生した場合等に、その状況を把握するもの。	検査官等でチームを編成

※原子炉等規制法に基づく立入検査として実施

原子力規制検査制度の枠組み



結果等を事業者へ通知、併せて広くホームページで公表
検査結果、評価結果及び年間検査計画を通知し公表する。

検査指摘事項等

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となって発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

深刻度評価

法令違反の程度

- ①原子力安全に実質的に影響？
- ②委員会の規制活動に影響？
- ③意図的な不正行為？

重要度評価結果

赤	重大	追加対応あり
黄	中程度	
白	小程度	
緑	非常に低い	追加対応なし

【実用炉】

【核燃料施設等】

深刻度評価結果

SL I	重大な事態
SL II	重要な事態
SL III	一定の影響を有する事態
SL IV	影響が限定的

軽微

極めて限定的

原子力規制検査の対応区分（実用炉）

	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰り返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑 のみ	白 が1か2	白 が3 or 黄 が1	黄 が2 or 赤 が1 or 第3区分の劣化の繰り返し	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1 (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2 (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3 (1000～2000時間目安)	

※【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html

※【詳細】核燃料施設等の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html

～検査官は何を見るのか～

- ・ 中央制御室にて、安全上重要な系統、機器に関する計器等のパラメータを目視するとともに、運転員の操作の状況等を確認し、設備の異常の有無や運転員の対応の適切性を把握。



- ・ 現場巡視、点検等により、弁の開閉状況から系統構成が適切な状態であるか、弁、ポンプ等の機器から、漏えい、異音等の異常がないかを観察。

- ・ 事業者の立案した、作業計画、設計変更に伴う現場工事、自ら検出した不適合の対応などが適切であるかに加え、トラブル対応の訓練等の状況を確認。



～どのように見るのか～

1. フリーアクセス

事業者の全ての安全活動に対して、いつでも・どこでも・何にでも自由にアクセスできる。

2. パフォーマンスベースト

形式的にルール、手順に従っているかを重視するのではなく、実際の事業者の活動や施設、設備の状況が本来意図した目的に適っているか、に着眼する。

3. リスクインフォームド

安全上のリスク※の大小から、安全上重要なもの・事柄に、より重きを置いて（対象の選定、頻度、着眼点など）検査を行う。

※リスク：ある事柄の重大さと起こりやすさから考えた影響の度合い

（参考）共通事項に係る検査運用ガイド

<https://www2.nra.go.jp/data/000434403.pdf>